

里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金事業の 令和8年度活動組織募集要項

令和8年3月13日
千葉県里山林保全整備推進地域協議会

事業の趣旨及び目的

森林・林業を支える山村の過疎化、高齢化が進むなか、これまで様々な資源の利用等を通じて地域住民の生活を支えてきた森林との関わりが希薄になってきています。

特に、集落周辺の里山林では藪化の進行や竹の侵入等により、森林の有する多面的機能の発揮が難しくなっています。

本交付金は、地域の身近な里山林の多面的機能の発揮や山村地域の維持・活性化を図るため、活動地域住民等が森林所有者、NPO法人、民間団体などと一緒に活動組織をつくり、森林の手入れ等の共同活動に要する経費に対し、一定の費用を国、県、市町村が支援する制度です。

本交付金を活用したい活動組織は、本募集要項に基づき期日までに申請し、協議会により採択されることが必要です。

1 申請にあたっての条件

以下の条件を満たしていれば申請可能です。

○ 活動組織

- ① 地域住民や森林所有者等、地域実情に応じた方（3名以上）で構成されていること
- ② 国の実施要領に基づいた活動組織運営規約が定められ、区分経理がされていること
- ③ 千葉県内に事務所を置いていること。
- ④ 代表者が定められていること（代表者は会計責任者を兼ねることはできません。）。
- ⑤ 国の実施要領等に定められている書類の調製・整備と事業終了後も定められた期間書類等の保管ができること。
- ⑥ 以下に示す「事業内容及び申請手続きについての説明会」に参加すること。
- ⑦ 初めて申請する活動組織は、⑥の説明会より前に申請の意思を活動が計画されている地域を所管する市役所・町村役場及び地域協議会事務局（以下に掲載）に伝え、やむを得ない場合を除き、同事務局による現地確認を受けること。

○ 対象森林

- ① 活動面積は0.1ha以上であること。
- ② 活動組織と森林所有者とで利用協定を締結していること。
 - ・森林所有者と利用協定を締結していれば、学校林や公有林でも活用が可能です。
- ③ 森林経営計画（以下「計画等」という。）が策定されていない森林であること。
 - ・現在、計画等が策定されていない森林であっても、活動組織が行う事業実施期間内に計画等が策定予定の森林は交付金の対象外です。計画等の策定状況については、市町村及び森林所有者の方に必ず確認してください。

2 交付メニュー等

- 地域活動型（森林資源活用）：集落周辺の美しい里山林を維持、活性化するため、森林内の資源利用及びそのための森林整備等の取組
- 地域活動型（竹林資源活用）：集落周辺の美しい竹林を維持、活性化するため、竹林内の資源利用及び竹林整備等の取組
里山林に侵入した竹を除去し、里山林を維持、活性化するための整備活動及び竹の資源利用等の取組
- 複業実践型：集落周辺の美しい里山林を維持、活性化するため、間伐と間伐木の搬出、運搬等の取組
- 機能強化：歩道・作業道の作設・補修活動
- 関係人口創出・維持：地域外（活動する森林の昭和 25 年 2 月 1 日時点の市町村外）に居住する会員以外の人たちが年 2 回以上、1 回につき 5 人以上が来て作業を手伝うための調整、事前準備、当日の支援などの活動
- 活動推進費：活動計画の詳細検討及びそのための境界調査、林況調査、会議等

3 交付対象となる活動

別表 1 のとおり

4 交付金の使途

別表 2 のとおり

5 交付単価

別表 3 のとおり

6 採択要件

申請書類が以下の要件を満たしていれば、申請は採択されます。ただし、予算の都合で申請額満額を採択できない場合がありますので予めご了承ください。

本交付金申請に際しての申請書類様式及び採択の要件については、林野庁が定めた「里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領」(R7.3.31 制定 6 林整森第 266 号) 及び地域協議会が定めた「里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領の運用について」等を読み、申請前にご確認ください。

○林野庁（実施要領等）<https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/attach/pdf/tamenteki-116.pdf>

○地域協議会（要領の運用について）<http://chiba-satoyama.net/kyogikai/>

[要件]

- (1) 地域活動型では資源活用の取り組みとして、活動地で素材（丸太や竹そのものに限らず、特用林産物や枝条・落葉等も含む。また林内での土留めや階段の資材としての利用等も含む。）を利用のために生産すること。
- (2) 複業実践型では以下の条件を満たすこと
 - ・法人格を有する活動組織であること
 - ・申請する活動地で活動組織会員が平均 70 日以上活動すること

- ・年度内に1回以上の林業労働安全衛生に関する研修会を開催すること、またはそのような研修を受講すること（活動組織全員）
- (3) 活動が計画されている地域を所管する市町村が申請者の活動計画書をもとに、本交付金による支援の有効性を確認していること
- (4) 会費の徴収等により財政基盤が確保されており、自律的、継続的に活動できること
- (5) 毎年1回以上の安全講習の実施及び傷害保険への加入、安全装備の整備を行うことにより一定の安全体制の確保や森林施業技術の向上を図る組織であること
- (6) 活動計画書を作成し3年以上の継続した活動を行うこと
3年間の活動が継続できなかった場合には、初年度に遡って交付金の返還が求められる場合があります。
- (7) 活動計画書に、活動の目標、資源活用に向けた取組、活動結果のモニタリング調査方法及び活動の持続性向上に向けた取組が記載されていること
- (8) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」を記入の上、提出すること
- (9) 「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」（令和4年9月15日 農林水産省告示）に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」に基づく最低限行うべき取組を示した「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」について、申請時欄に記入のうえ、提出すること（事業終了後は、同じものを報告時欄の記入のうえ提出が必要です。）
- (10) 活動組織の代表者と森林所有者の間で協定書（様式11号）を作成していること
活動終了後おおむね5年を経過するまでの間は交付金事業を実施した森林を森林以外の用途に転用する行為や立木の全面伐採除去等を行わないように明記し、森林所有者の同意を得る必要があります。

[注意事項]

- (1) 上記要件（3）に記載の「市町村が～有効性を確認していること」については、協議会事務局から関係市町村に確認を行うので、申請者自身で行う必要はありません。
- (2) 交付対象となる森林の面積は、実際に活動を行う箇所の面積です。協定を締結した森林の面積ではありません。また、協議会事務局が行う現地の調査に伴い活動メニューや面積が変更となる場合があります。
- (3) 交付決定額は上限額です。最終的な交付額は、活動終了後に提出していただく活動記録及び金銭出納簿、及び現地確認結果等をもとに算定した金額となり、活動実績に応じては減額となることがあります。
活動記録や作業写真、領収書等の証明書類のない経費については交付の対象外です。
- (4) 令和7年度に採択された活動組織についても採択申請手続きが必要です。（活動森林等に変更の無い場合は提出書類の一部を省略できます。）
- (5) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）」については、農林水産省のHPをご確認ください。
URL：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html>
- (6) 「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」については、農林水産省HPをご覧ください。

URL : <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kanky/seisaku/midori/attach/pdf/kurokon-46.pdf>

- (7) 同一活動地で同一活動タイプを4年以上継続する場合は、原則として4年目以降の活動について申請は採択されません。ただし、台風などの気象被害等により止む無く継続する必要があると認められる時は、必要に応じて継続が認められる場合があります。

7 事業期間

事業採択通知日から令和9年2月28日まで。

採択通知日は、7月上旬以降を予定しています。採択通知日以前に活動を開始したい場合は、採択決定前着手届を協議会事務局に提出することが必要です（提出書類、提出方法については、個別に事務局にご連絡ください。）。

8 申請手続きの流れ

- (1) 交付金を活用したい活動組織は、まず活動森林のある市町村の担当課に以下についてお問い合わせ及びご相談ください（特に新規申請の活動組織は、以下の問合せに時間を要すことを見込んだ上、期限に間に合うよう手続きを進めてください）。

- ① その市町村で本交付金事業を実施しているか。
- ② 事業を実施したい森林において森林経営計画等が策定されているか。
- ③ その他、森林法等において土地利用上の制約がないか。

・現況が森林であっても、地目が「農地」の場合は原則として対象外です。

- (2) 新規申請の活動組織は、地域協議会に連絡し、事業を実施したい森林が申請予定の活動タイプに適しているかどうか、あらかじめご相談ください。

- (3) 申請書類を作成し、期限までに定められた提出先に持参または郵送してください。様式は地域協議会のホームページよりダウンロードできます。

事業内容及び申請手続きについての説明会を以下のとおり開催します。申請する活動組織は参加が必須です。

○令和8年4月21日（火）13時～（Zoomによるweb会議）

○令和8年4月22日（水）10時～（会場：ちば里山センター（袖ヶ浦市長浦））

※ 初めて申請する活動組織は、令和8年4月22日（水）10時から、ちば里山センターで行う説明会へ必ず出席をお願いします。

- (4) 提出書類一覧

「令和8年度交付金申請に係る手引き」に記載のとおりです。

9 提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和8年5月7日～5月22日（必着）
- (2) 提出先 活動が計画されている地域を所管する市役所・町村役場
- (3) 提出部数 2部

10 その他

- (1) 申請書類等を基に、活動目的や活動内容等が国実施要領等に照らし適当と認められるか審査を行います。結果はすべての申請者に通知します。審査にあたっては活動計画が本交付金の趣旨及び目的に則したものと同時に、以下の点に留意して採択額を決定します。

- ① 活動面積、延長

実施体制、実績、活動地の林況などを勘案し、無理なく実施できる可能性が高い面積、延長であること。

② 資機材等

- ・本事業による購入歴の無い活動組織を優先する。
- ・活動タイプの変更により必要性の生じた資機材を優先する。
- ・チェーンソー、刈払い機等の森林整備に必要性の高い資機材を優先する。
- ・活動に必要な作業種、所有する資機材の実態を踏まえて、必要かつ効率的と判断されるものとする。

③ 関係人口創出・維持については、関係人口創出・維持採択評価方法（地域協議会のホームページよりダウンロードできます。）に基づき、採択されない場合があります。

- (2) 交付決定額（採択通知書に記載の額）は、審査の結果、採択申請した額より減額となる場合があります。
- (3) 採択申請書等の書類については、地域協議会より国及び県（森林課及び林業事務所）に情報提供を行いますのでご了承ください。
- (4) 申請書類の作成にあたっては、様式記載例やQ&A等を参考にしてください。関係文書は地域協議会ホームページ等から確認できます（適時更新をしているため最新のもののなかを確認してください）。
- (5) 2次募集については未定です。

1.1 本交付金に関するお問合せ先

千葉県里山林保全整備推進地域協議会事務局

電 話 0438-62-8895

住 所 299-0265 千葉県袖ヶ浦市長浦拓2号580-148
(NPO法人ちば里山センター内)

URL <http://chiba-satoyama.net/kyogikai>（様式、記載例及びQ&A等）

※本交付金事業は各都道府県において林野庁に承認された地域協議会が国等からの交付金を受け、活動組織に対する交付金の交付を行っています。

(別表1) 交付対象となる活動

メニュー	対象活動
地域活動型	
① 森林資源活用	雑草木の刈払い・集積・搬出・処理、落ち葉掻き、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出・処理、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留めの設置・改修、木質バイオマス・炭焼き・きのこ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・処理、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等
② 竹林資源活用	竹・雑草木の刈払い・伐採・集積・搬出・処理、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等
複業実践型	
③ 複業実践型	間伐木の伐採・搬出・処理、雑草木の刈払い・集積・搬出・処理、落ち葉掻き、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留めの設置・改修、木質バイオマス・炭焼き・きのこ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・処理、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等
④ 機能強化	歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修、及びこれらの実施前後に必要となる森林調査・見回り
⑤ 関係人口創出・維持	地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受入のための環境整備、これらの活動に必要な森林調査・見回り等
⑥ 資機材の購入	活動の実施に必要な機材、資材及び施設の購入・設置・賃借（賃借は関係人口創出・維持に係るものに限る。）
⑦ 活動推進費	現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等

※1 活動組織あたりの交付金の上限は、①～⑦合計で500万円/年です。

※①～③は同年度に同一箇所を重複させることはできません。活動対象森林を主たる取り組みのタイプごとにエリアに分け、それぞれのエリアの面積に、対応するタイプの交付単価を適用します。

※サイドメニュー（④～⑦）のみの申請はできません。メインメニュー（①～③）と組み合わせる場合のみ申請可能です。

※機能強化の活動は、メインメニューの活動を効果的に実施し、もしくはこれらの活動の実施後にその効果を維持・強化するために必要な場合に限り実施することができます。

※関係人口創出・維持の活動は、地域外関係者の参加を得て活動することが、メインメニューの活動を効果的に実施するために必要な場合に限り実施することができます。

(別表2) 交付金の使途

メニュー	使途
別表1の①～④	人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服等の消耗品(⑥に掲げるものは除く。)、事務用品等の消耗品、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等
別表1の⑤	人件費、燃油代、地域外関係者に係る傷害保険、地域外関係者に係るヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服等の消耗品(⑥に掲げるものは除く。)、事務用品等の消耗品、賃借料、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等
別表1の⑥	刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウインチ、軽架線、チップパー、わな、苗木、電気柵・土留め柵等構築物の資材、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋、あずまや(休憩や作業を行うための簡易建屋)、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ(⑤の活動で使用するものにあつては、賃借料に限る。)、携帯型GPS機器、設置費等のうち、地域協議会の長が認めるもの
別表1の⑦	人件費、燃油代、活動計画の検討に係る関係者の傷害保険、事務用品等の消耗品、賃借料、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等

(別表3) 交付単価(令和8年度)

区分	交付単価(上限)	
	国	県及び一部市町村
① 地域活動型 (森林資源活用)	1年目 120,000円/ha 2年目 116,000円/ha 3年目 112,000円/ha	1年目 20,000円/ha 2年目 19,300円/ha 3年目 18,650円/ha
② 地域活動型 (竹林資源活用)	1年目 332,000円/ha 2年目 304,000円/ha 3年目 276,000円/ha	1年目 55,300円/ha 2年目 50,650円/ha 3年目 46,000円/ha
③ 複業実践型	1年目 191,000円/ha 2年目 176,000円/ha 3年目 162,000円/ha	1年目 31,800円/ha 2年目 29,300円/ha 3年目 27,000円/ha
④ 森林機能強化タイプ	800円/m	100円/年
⑤ 関係人口創出・維持タイプ	50,000円/年	8,300円/年
⑥ 資機材・施設の整備	購入額の1/2以内	対象外
	購入額の1/3以内	
	賃借料の1/3以内	
⑦活動推進費	38,000円/年	6,300円/年

注1: 交付金の最低面積は0.1ha、また、最低交付延長は1m

注2: ①・②・③は、申請者の活動計画書上の取組年数によって交付単価が変動します。

注3: 本交付金には国・県のほか一部市町村も、当該市町村内で活動する活動組織に交付を行います。市町村の交付の有無は当該市町村担当課にお問い合わせください。

令和7年度交付実績市町: 千葉市・市原市、柏市、香取市、多古町、長柄町、長南町、いすみ市、大多喜町、南房総市、君津市、袖ヶ浦市

注5: 市町村交付単価は担当課にお問い合わせください。

注6: ⑥のうち、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ又は炭焼き小屋を購入する場合は購入額の1/3以内とする。

注7: ⑥のうち、賃借料の1/3以内を交付するものは、⑤の活動で使用する移動式の簡易なトイレを賃借する場合とする。